

洲本市国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、
申請により保険税が減免となります。

【減免対象世帯】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、給与収入、不動産収入・山林収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、次の（ア）～（ウ）までの全てに該当する世帯

<要件>

- （ア）事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の10分の3以上であること
- （イ）前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- （ウ）減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

【減免の対象となる保険税】

平成31年度分および令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものです。

※加入手続きが遅れたため、令和2年1月以前分の納期限が令和2年2月以降に設定されている場合は1月以前分については減免の対象となりません。

【減免割合】

- ・ 減免対象世帯の①に該当する場合・・・全額減免
- ・ 減免対象世帯の②に該当する場合・・・表1で算出した対象保険税額に表2の減免の割合を乗じた額

表1

対象保険税額 (A × B / C)
A : 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B : 減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C : 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者および当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

表2

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下であるとき/廃業・失業したとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

申請に必要な書類等の詳細については、次項をご覧ください。

【必要書類】

下記、提出書類に必要事項を記入・押印の上、該当する添付書類とあわせてご提出ください。

<提出書類>

- ・ 減免申請書 兼 新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入等の状況申告書
洲本市ホームページより印刷してください（印刷環境がない方は、申請書を郵送いたしますので
お電話・メールにてご連絡ください）。

<添付書類>（写し可）

- ・ 申請者の本人確認書類
- ・ 減免対象世帯の①に該当する場合
⇒ 死亡診断書、医師の診断書など
- ・ 減免対象世帯の②に該当する場合
⇒ 1. 主たる生計維持者の令和2年1月から直近までの収入状況が確認できる書類
（事業収支の帳簿、給与明細など）
2. 主たる生計維持者の令和元年分の確定申告書または市民税申告書
※事業等の廃止や失業をした場合は、それらが確認できる書類
（廃業等届出書や離職票など）

【提出方法】

<郵送> 申請書類一式を封筒に入れて、切手を貼って投函してください。

（郵送料は申請者負担）

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号 洲本市役所税務課 宛

<窓口提出> 申請書類一式を用意し、本庁舎1階税務課又は五色庁舎、由良支所に提出してください。

（注）ご自身が減免の対象となるか不明な場合は、事前に税務課市民税係（国保税担当）までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

洲本市 税務課市民税係（国保税担当）

電話：0799-24-7603（直通） メールアドレス：zeimu@city.sumoto.lg.jp

【申請後のながれ】

申請書受付後、申請いただいた内容・添付書類等の確認をします。必要に応じて、記載内容等について確認することがあるほか、提出いただいた資料で減免要件を確認できない場合などは、追加資料の提出をお願いする場合があります。

また、減免額の決定等については、令和2年度国民健康保険税納税通知書（7月7日発送予定）以降となることから、令和2年度の保険税の減免は第2期以降または申請月の翌月以降の期割額で調整いたします。（平成31年度分については減免対象となった金額が納付済みの場合は、還付いたします。）